

ズバリ!! 村政を問う

6月17日に8人が一般質問をしました。
(発言者順に掲載します)

※一般質問とは……

議員が村長などの執行機関に対して、事務の執行状況や将来に対する方針など、諸問題についての報告や説明を求めたり、質問したりすることです。

- | | |
|----------------|--|
| ①小川 政徳議員 (P5) | 1. 赤枠ナンバー車相手の事故は十分な補償が受けられない
2. 栃木のトクリュウ事件は飛島村にもあり得る |
| ②中山恵美賀議員 (P6) | 1. 外国籍の方に生活ルールの周知を
2. 飛島学園での外国籍の生徒の配慮は |
| ③伊藤 豊議員 (P7) | 1. 本村の人口戦略と雇用創出 |
| ④伊藤 和利議員 (P8) | 1. 飛島村の10年後の農業はどうなるのか |
| ⑤鈴木 康祐議員 (P9) | 1. 物価高対応商品券配布事業の再考を
2. 県道に歩道整備を
3. 側溝施工マニュアルを |
| ⑥八木 敏一議員 (P10) | 1. 村づくり(村政運営)は、誰が行うのか
2. 管理運営費が赤字である推進計画で
ふれあいの郷再編整備事業を進めていくのか
ほか3問 |
| ⑦服部 高志議員 (P11) | 1. 住民税の過請求・過徴収についてを問う |
| ⑧橋本 渉議員 (P12) | 1. 民間住宅建設費への補助をせよ |



小川政徳 議員



Q 赤枠ナンバー車相手の事故は十分な補償が受けられない

A 警察と運輸局へ情報提供および指導を要請する

○議員

赤枠ナンバーとは。

○村長

赤枠ナンバーの正式名称は「回送運行許可番号標」で、車両の販売製造、陸送、分解整備等の業務に必要な車両の回送のため、国土交通省の地方運輸局長が許可するものです。

○議員

通勤、私用の買い物などで目的外の運行行為、またナンバープレートを付けずに走るなど、道路交通法違反が多く見られるが、村の対応は。

○建設課長

警察OB職員による青色パトロール巡回を実施しており、不審な車両があれば、取り締まり権限のある警察に情報提供を行っています。

○議員

車両前方にナンバープレートを取り付けしていない車は取り締まり対象なのに、なぜ警察も見逃しているのか。

○建設課長

警察の取り締まりについて直接お答えすることは難しいですが、こうした回送車両への指導取り締まりを強化するように、改めて警察へ要望します。

○議員

赤枠ナンバーを付けて走る

車は、ほとんどが任意保険未加入で、事故が起こった際には十分な補償が受けられない。泣き寝入りである。

リスクのある車が日々、村内を走っている状況は、村民の安心、安全を侵すところです。

飛島村、警察

などが情報共有、協力して違法車両の取り締まり、摘発を行っていただきたい。



Q 栃木のトクリュウ事件は飛島村にもあり得る

A 啓発周知・防犯対策補助金を継続する

○議員

匿名・流動型犯罪グループ「トクリュウ」の被害が全国で深刻化している。

飛島村として、どのような対策、注意喚起を行っているのか。

○村長

高齢者向けの啓発として、敬老センターの老人クラブ各例会において、防犯のお話をさせていただいております。

飛島学園では、月に1度蟹江警察スクールサポーターの巡回訪問による指導や、トクリュウ注意喚起の啓発資料の掲示、長期休業前に、生徒指導担当により「犯罪に手を染めない」という話をしていきます。広く村民への周知としては、広報3月号に投資詐欺、ロマンス詐欺などのSNS詐欺手口の記事を掲載させていただきました。

○議員

防犯カメラに写った怪しい車両や人物を、行政サイドが確認し、防犯パトロールなどいち早く情報共有、犯罪抑止行動に移れないか。

○総務課長

防犯カメラは、住民等がその容貌および姿態をみだりに撮影されない自由を有することを基本原則として、犯罪の抑止、事件等の早期解決を図るため設置しており、画像に

よるパトロールなどは考えていません。

○議員

サッシ窓への後張り防犯強化フィルムなどは、破壊防止に役立つが値段が高い。

防犯対策補助金の上乗せをお願いしたい。

○総務課長

県内自治体と比べて少ない補助金額ではないため、現時点で変更する予定はありません。

○議員

田舎の豪邸は「ここに老人とお金あります」という看板が出ているのと一緒とつぶやかれています。

地域ネットワークで不審者、不審車両情報の注意喚起を行ってもトクリュウ事件はおきるといことを念頭に置いて防犯対策、啓発活動を強化していただきたい。





中山恵美賀 議員



Q 外国籍の方に生活ルールの周知を

A 外国語で記載された「ゴミの出し方・分け方について」を配付している

また「生活・就労ガイドブック」のHPの二次元コードを窓口に掲示し案内しています。

○議員

災害時の避難所での受け入れ態勢は。言語対応、食事の対応、トラブル防止の共通ルールは。

○村長

○議員
本村の外国人住民数総人口比は、現在愛知県で一番高い数となっています。住民が安心して快適に生活できるように、本村在住の外国人の方の生活ルールの周知は、どのようにされているのか。

○村長

外国人の方が転入の際、外国語で記載された「ゴミの出し方・分け方について」や「すこやかカレンダー」を配付、

○議員

外国人住民の増加は地域活

性化につながる一方、生活習慣や言語の違いによる誤解が生じやすい。外国人の方が転入手続きをされる際は、ゴミの分別ルールの周知だけではなく、夜間の騒音防止、公共施設のマナーなどの「地域の生活ルール」や「災害時の避難所でのルール」も分かりやすく図案化し説明する、オリエンテーションの充実が必要だと考えます。

Q 飛鳥学園での外国籍の生徒の配慮は

A 一人一人の状況に応じた配慮をしている

○議員
飛鳥学園での外国籍の生徒の在籍状況は。体育、水泳学習、宿泊行事等配慮は。保護者との連携や学園からの通知は、どのような体制となっているのか。

○議員

言葉が通じないことで困っていることは。またその時はどのように支援をしてみえるのか。

○教育課長

日本語教室が設置され、一人一人の日本語の能力や学習状況に応じて個別に支援を行い、学校生活や学習活動に円滑に参加できるよう取り組んでいます。言葉が通じない低学年には、支援員の先生が外国籍の生徒をはじめ、困り感のある生徒を見守り適切な支援をしています。

○議員

飛鳥で生まれ、親御さんの仕事で海外の日本人学校や現地で学ぶお子さまが、学校の休みを利用し飛鳥学園に毎年体験入学に来るとお聞きしますが、何人ぐらいが、どんな期間、どんな生活をされていますか。

○教育課長

海外に在住し現地校等に在籍している生徒が、一時帰国を利用して一定期間を学ぶ体験入学の受け入れをしています。今年度も複数名、数日から1か月程度の受け入れをしており、日本の学校生活や学習活動を体験する機会となっています。

○議員

これからの社会は、地域においても世界においても、多様な人々と協力しながら課題を解決していく力が求められる。飛鳥村も現在の状況から、否が応でも多文化共生を積極的に取り組むことが必要となっていく。多様な人々と協力しながら課題を解決する力を身に付けていただきたい。

○議員
自治体経営において最も重要な課題の一つは、いかにして地域に人の流れを生み出し、定着につなげていくかという点です。若者や女性の流出を抑制するためには、安定

Q 本村の人口戦略と雇用創出

A 施策の積み重ね効果により人口指標の達成を目指す



伊藤 豊 議員



した雇用機会や将来のキャリアを描ける環境の整備が不可欠です。また、保護者の高齢化も進む中で、我が子への将来に対する不安は、多くのご家庭に共通する課題です。とりわけ障がいのあるお子さんを持つ保護者にとっては大きな問題であり、自立に向けた道筋に不安を抱えていらつしゃいます。そこで「本村の人口戦略と雇用創出」について、本村の考えを伺います。

○村長
少子化や人口減少という問題を抱えた自治体経営の課題は、各補助制度や移住支援策にとどまらず、持続的かつ総合的な施策の展開によって、人口構造の改善につなげていくことが求められていると認識しています。

本村では、第5次総合計画で令和14年度に人口4800人程度を目指すこととしています。一方で、雇用創出については、農業の振興、商工業の充実に取り組むこととしており、人口戦略という定義ではなく、施策の積み重ね効果によって、実現しようと考えています。

障がい者の方の就労に向けた支援も村の責務ですので、相互の人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことのできる地域社会を作っていきたいと考えています。

○議員
人口4800人程度を目指す理由は。

○企画課長
村の活力を維持・向上させるために、人口減少に歯止めをかけ、人口4800人程度を目指すものとしています。

○議員
本村の過去の人口の推移は（外国人の割合も）。

○企画課長
国勢調査では、平成12年の人口は4525人、外国人の

割合は1:5%、平成22年の人口は4525人、外国人の割合は1:9%、令和2年の人口は4575人、外国人の割合は5:4%という結果が出ています。

○議員
本村の企業と連携して本村出身者を優先的に採用してもらう考えは。

○経済課長
各企業の経営判断に基づくもので、各企業が自主的に考えるものだとして認識しています。

○議員
障がい者雇用についての現状は。

○福祉課長
障がい者の雇用は把握していません。

○議員
グループホームや地域生活支援の現状は。

○福祉課長
グループホームの利用者は9人です。地域生活支援については、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、相談支援をはじめ、居宅

介護、移動支援など、それぞれの状況に応じた障害福祉サービスを提供しています。

○議員
障がい者雇用の支援として臨海部の事業所との連携は。

○企画課長
臨海部に立地する企業との連携を強化するべく、年に複数回、名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会の皆さんと意見交換会を実施しています。

こういった機会に、障がい者雇用支援の課題を共有することは可能ですし、企業側にとっても有用な内容であると考えています。





伊藤和利 議員



Q 飛島村の 10年後の農業は どうなるのか

A 農地保全、 また担い手確保に 努める

○議員

飛島村の地域計画で、10年後の計画はどんなになっていますか。農業は食を支えるだけではなく地域の暮らしを支えるものです。

日本の今の農業は肥料、農薬、燃料など輸入に頼らざるを得ない現状、価格の高騰で農業者は非常に厳しい状況下にあります。

地域計画を意味あるものに、農地を地図上で割り振るだけでなく、稼げる農業に向けた戦略と支援が必要です。

飛島村の農地が段階的に開拓され最初の大宝新田が今年で333年たちます。先人たちの人的苦勞で現在の広大な土地が築き上げられました。

農業後継者の現状と、対策はあるのか。

○村長

農地面積は減少傾向となっています。

地域計画の目標として、担い手の効率的・安定的な経営のために、農地の集積・集約化を進め、作業の効率化を図ることとしており、持続的に農地を維持していくためにも新たな担い手の確保が喫緊の課題となっています。

農地の価値を次世代に伝えていくことは防災や食料自給率の向上、そして景観保護の観点から必要であるため、農業振興地域として農地を管理し、水田については農地中間管理機構を通じ集約化等を行い、畑作については農地バンクにおいて担い手とのマッチングを行っていきます。

農業の後継者の現状と対策については、担い手の高齢化また後継者不足の懸念があるため、飛島村として農地保全、また担い手確保に努めていきます。

○議員

専業農家、農業従事者の人数は、10年前と比べてどうなっていますか。

○経済課長

専業農家、農業従事者数いずれも10年間で、おおむね半減しています。

○議員

集積率について、目標数値はありますか。

○経済課長

地域計画により、令和14年度の目標値として集積率を

60%としています。

○議員

農用地の作付け面積の今後の推移は、どのような状況でしょうか。

○経済課長

国県道の沿線で農地転用が進んでおり、農地面積は減少傾向です。

○議員

農振除外は、誰でもできるのでしょうか。

○経済課長

どなたでも、農振除外の6要件が整えば可能です。

○議員

村で農振除外に関する条例とかはできないのか。または農振除外6要件の中で対応はできないか。

○経済課長

農振除外の6要件を満たしている案件に対し、上位法を超え制限等を設けるような条例制定はできません。

○議員

担い手の作業負担解消、高品質化・収穫量のアップに繋がるスマート農業の取組について、助成等がありますか。

○経済課長

スマート農業の推進に対する補助金として、国等の補助金があります。

○議員

来年度以降も転作補助金は継続ですか。

○経済課長

次年度以降も継続予定です。

○議員

飛島村の水田農業の基幹作物、水稻・小麦・大豆が安定して生産・収穫ができる農地の維持、土地改良の整備、不耕作地のない村の指導体制の整備をお願いします。

農地の価値を次世代へ繋ぐ担い手育成をお願いします。村としての支援等の検討をお願いします。



小麦の圃場

○議員
1900世帯ある飛島村、村民4700人の住む飛島村で一人世帯が500件あると聞く。世帯1万円を配布するのは、大人数で住むわが村の実情に合わないのではないかと。再考を求める。

○村長
この事業は物価高騰の影響を受ける家計の負担軽減や地域経済の活性化を目的として実施するものです。

Q 物価高対応 商品券配布事業の 再考を

A 次年度以降
実施する場合には、
十分精査し再考する



鈴木康祐 議員



現時点で次年度以降の商品券配布事業の予定はありませんが、再度実施する場合には、議員ご質問を十分精査し再考させていただきます。

Q 県道に 歩道整備を

A 歩道整備の
早期実現を
県に要望する

○議員
自転車を追いつ越す時、安全な間隔を取り黄色のセンターラインをまたがず時速20キロで追いつ越すか、センターラインをはみ出す恐れがある場合は追いつ越してはならないと決



自転車の追いつ越し注意

定したが、県道境政成新田蟹江線では自転車や安全に追いつ越すことが、不可能です。

大型特殊自動車の県道通行に対して通行許可車以外の取り締まりを求めるとともに、早急に県道の歩道設置を愛知県に要望します。

○村長
県道境政成新田蟹江線の歩道設置については、道路管理者の愛知県に毎年要望をさせていただいており、令和5年度には、服岡地内で用地交渉および部分的に新たな歩道が整備され、令和6年度から松之郷地区において、詳細設計が行われています。

引き続き、歩道整備の早期実現を愛知県に要望をさせていただきます。

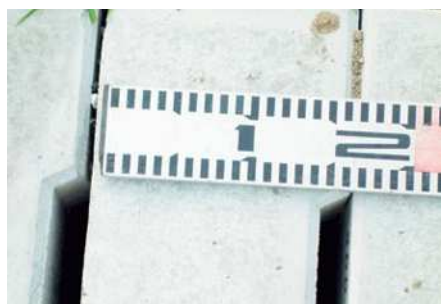
○議員
建設業者に聞くと、側溝のふたは半分以下に切断して使わないのがルールだと言った。側溝で短く切断されたふたを見たので、飛島村の設置基準とは聞けば、JIS規格を取っているから問題ないと言ったが、二次製品を切断したものが規格品になるのか。それとも短い寸法の製品があるのか。

他の自治体では、側溝のふたは半分以下に切断したものは使わない、厳しいところでは二次製品は加工しないと明記した基準があると聞く。

短く切断すれば、それだけ強度不足で壊れるのは必然ではないか。飛島村でも側溝施工マニュアルの制定を。

Q 側溝施工 マニュアルを

A 国・県の基準に
基づき適切に
施工管理を行う



JIS規格品なのか？

○村長
側溝工事においては、国の道路土工排水工指針や愛知県が定めている道路構造の手引き、愛知県土木工事標準仕様書など、国や県が策定した専門的かつ全国的に統一された技術基準に基づき、設計・施工を行っています。

「設置基準や施工マニュアル」を独自に制定することは考えていません。理由は、国や県の基準とは異なる独自基準を制定した場合、設計・施工の柔軟性の欠如や、周辺自治体との仕様の乖離により、維持管理や資材調達面で非効率が生じる懸念があるからです。



八木敏一 議員



Q 村づくり(村政運営)は、誰が行うのか

A 地方公共団体の長が、その事務を実施する

そこで、村づくり(村政運営)は誰が行うのか、村の見解をお尋ねします。

○村長

地方自治法には、地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うこと、また私たち執行機関には、法律などの規定に基づき、自らの判断と責任においてその事務を管理執行する義務を負うことが明記されています。「村づくり」という広い意味では、地方公共団体の意思決定機関として独立している議会においても、多様な民意の反映や集約など、住民の代表として重要な役割を担っていただいているものと考えます。一方で、地方公共団体の事務は、その地方公共団体の長が、その判断と責

Q 管理運営費が赤字である推進計画でふれあいの郷再編整備事業を進めていくのか

A 魅力的な施設づくりと経費削減の両立を目指す

任に基づき、企画立案から執行までを一貫して実施していく役割を担っていると考えています。

議会と執行機関は「車の両輪」に例えられますが、独立した対等な立場で、お互いに尊重し、議論し合いながら村の成長・発展のために努力していきたいと考えています。

したが、管理運営費は赤字です。そこで、今回策定した管理運営費が赤字である推進計画で、ふれあいの郷再編整備計画を進めるのか、村の見解をお尋ねします。

○村長

3月に策定した「ふれあいの郷再編整備推進計画」で、改修を想定する温浴施設および新設を想定する飲食物販等施設の維持管理運営費は、現在のふれあい温泉に関する運営費よりも圧縮できると想定しています。また、3月定例会で答弁したとおり、再編事業は、第5次飛鳥村総合計画の基本政策に位置付けられた活気と魅力づくりのため、温泉を核とした「にぎわいの創出」に加え、住民の皆様への「福祉サービスの維持」を目的としており、村の責任で村財政から一定の支出はやむを得ないと考えます。今後は、より詳細な検討を行い、10月下旬までに再編事業の「募集要項」等を公開する予定です。そして、参加表明をいただいた民間事業者からの提案も

踏まえ、事業の成立性や財政負担の妥当性を十分に確認し、魅力的な施設づくりと経費削減が両立できるよう進めます。

○議員

ふれあいの郷再編整備に係る費用は、温浴施設改修等だけではありません。必然的に温浴施設改修後に管理運営費が出てきます。私は、この管理運営費が一番重要であると考えています。村は、管理運営に係る経費をどれだけ抑えられるかを真剣に考える必要がある。



ふれあい温泉(ふれあいの郷内)

○議員
議会(議員)が村づくり(村政運営)をできると思っています。これは村民の勘違いではありませんが、この勘違いしている村民がいるのも事実です。

○議員
毎年この時期になると住民税決定通知書が届きます。会社員であれば会社経由で、個人事業主などは村から直接郵送されてきます。つい先日、住民から、住民税決定通知書を確認したところ、納税額が間違っているとの情報があった。詳細をお伺い

Q 住民税の過請求・過徴収についてを問う

A 確認作業を徹底して、再発防止に努める



服部高志 議員



すると、昨年ふるさと納税を行った分が税額控除されることなく、約10万円も余分に通知書が届いてきたとのこと。また、この方は2年前にも同様の事案が発生し、税務課に修正依頼をされたとのこと。驚きを覚え、いろいろと調べてみると、ふるさと納税やiDeCoの税額控除や所得控除の入力間違いによる自治体の住民税誤請求は、決して珍しくないことが分かった。本件を受けて、決定通知書の金額間違いに気付くことなく、過請求された金額を、そのまま納税されている住民が、過去に大勢いるのではないかと想像してしまいが、いかがか。また、なぜ過請求が起きたのか、原因分析はできているか。今後の再発防止策は、

○村長

課税誤りについて、正確な税務事務を執行する立場でありながら、このような事案が発生したことに対して、納税者の方にお詫び申し上げます。

個人住民税の寄附金控除の適用処理を行う際、職員によるデータ入力誤りが原因で課税誤りが発生しました。職員がデータ入力を行う場合は、

入力者以外の職員が入力誤りはないか再度確認を行っていますが、寄附金控除についてのみ、その確認が行われていませんでした。

昨年度は、課税件数約2200件のうち住民からの指摘により還付につながった事案は3件発生しましたが、いずれも、昨年度中に更正と還付を済ませています。今後は再発防止策として、複数人によるチェックの徹底および作業工程とマニュアルの見直しを行い、二度とこのような事案が起らないよう再発防止に努めてまいります。

○議員

昨年度、住民からの指摘以外で、職員のチェックにより課税誤りが判明し還付した件数は、

○税務課長

職員の確認により、還付につながった事案は2件ございました。

○議員

過去5年間の個人住民税の内容再確認を行っていただき、過徴収・未還付のものは一切ないという理解でよいのか。

○税務課長

今年度課税分を含め5年間の内容を改めて確認したところ、既に更正や還付処理を終えたものを除き、同様の事案がないことを確認しましたので、過徴収や未還付に該当するものはないものと考えています。

○議員

人的作業が介在する以上、今後もミスが絶対に起こらないとは言えない。複数人による確認など作業工程の見直しは必須だが、納税者側が自らチェックし気付くことができるよう、間違いが起りやすいポイントを分かりやす

く内容確認できる案内を広報へ掲載し、納税決定通知書に同封すべきである。



橋本 渉 議員



Q 民間住宅建設費への補助をせよ

A 戸建て住宅を軸とした人口対策事業に注力する

○議員

飛島村は人口が減り、子どもも減っています。その原因は、結婚しても住む所がないため村外に出て行ってしまう人が多いからです。その対策として、村は住宅地開発を進めています。現状では不足

しています。結婚してすぐに戸建て住宅を建てる余裕はありません。賃貸住宅も必要です。村は、村営住宅は造らないと言っているため、民間住宅やアパートの建設を推進すべきです。アパートなどを増やさなければ、人口も子どもも増えません。民間アパートなどの建設費への補助をすべきです。

女川町では、戸建て住宅に300万円、賃貸住宅建設には30%、アパート建設には20%の補助を出しています。人口を増やすために、自治体は補助を出すことができるのです。

飛島村も「飛島に家を建てて住みたい」という人が増えるよう補助金制度を作るべきです。

○村長

本村における人口減少および少子化への対策として、若者や子育て世代が定住できる住環境の確保は重要課題であり、民間活力の導入や個人への住宅建設支援の充実が必要であると認識しています。

しかし、民間企業の住宅開発は、飛島村の大部分が市街化調整区域であることから、開発可能な土地が限られます。

したがって、秩序ある土地利用と良好な居住・農業環境の保全を前提とした上で、地域とのつながりなどを考慮した「戸建て住宅」を軸とする人口対策事業に現在注力しているところです。

まず、個人の住宅建設や取得に対する直接的な支援制度としては、初期費用の負担軽減と定住促進を図るため、本年4月から、従来の地盤改良費補助金を刷新した「新築住宅取得費補助金」を創設しました。本制度では、液状化対策の理念を引き継ぎつつ、補助上限額をこれまでの「25万円」から「50万円」へと倍増し、

個人が村内で家を建てやすいよう、支援制度の大幅な拡充を実施したところです。

村としては、本年度からスタートした新たな「新築住宅取得費補助金」の効果や、今年度内に分譲予定の竹之郷地区の販売状況を見極めつつ、今後も民間活力の動向や他自治体の事例、財政負担などを総合的に勘案し、本村に適した実効性の高い定住促進・少子化対策を多角的に推進していきます。



一般質問の録画映像を配信しています

議会閉会後約2週間後から、一般質問の録画映像をご覧ください。
また、議会の詳しい内容は、村公式ホームページ、図書館に備えてある会議録をご覧ください。

<https://www.vill.tobishima.aichi.jp>

